

第 68 期 定時株主総会招集ご通知



日 時

2026年6月24日（水曜日）午前10時
（受付開始：午前9時）

インターネット等又は書面による議決権行使期限
2026年6月23日（火曜日）午後5時15分まで



場 所

京都市東山区三十三間堂廻り644番地2
ハイアット リージェンシー 京都
1階 ザ・ボールルーム

平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。第68期定時株主総会招集ご通知をお届けするにあたり、謹んでご挨拶申し上げます。

半導体業界を取り巻く事業環境は、国際競争の激化や技術革新の加速を背景に、大きな転換期を迎えております。当社としても中長期的に国際競争力を高めていくためには、事業ポートフォリオの見直しや技術開発力の強化に加え、経営統合を含めた事業規模の確保等、さまざまな選択肢を検討することが重要であると認識しております。

こうした状況を踏まえ、現在は、2025年11月に公表した第2期中期経営計画に基づき、スタンドアロンによる持続的な成長の実現及び強固な事業基盤の構築に向けた構造改革に取り組んでいるところです。

そして、2026年3月27日に開示したとおり、東芝デバイス&ストレージ株式会社の半導体事業と三菱電機株式会社のパワーデバイス事業との事業・経営統合に関する協議開始に向けた基本合意書を締結し、本格的な協議・検討を開始いたしました。これは、当社が従前より進めてきた協議が基盤となっておりますが、検討に時間を要した背景には、ロームグループとして中長期的な企業価値の在り方を総合的に見極める必要があったことがあります。国際競争が激化し、地政学リスクも高まる中、今回の基本合意は、国内外の半導体サプライチェーンを支えるうえでも重要な役割を果たすと考えており、引き続き、真摯に協議を進めてまいります。

さらに、当社は、株式会社デンソーから株式取得に関する提案を受け、企業価値の向上ひいては株主の共同利益の確保の観点から公正かつ慎重に検討を進めておりました。

4月28日に開示したとおり、提案の取下げを受けて、かかる検討を終了しましたが、両社の技術や製造面の強みを組み合わせた共創については、意義があるとの認識を共有しており、従来の戦略的パートナーシップに基づき、アナログICを中心とした協業や人的交流を検討していく予定です。

当社は今後も、第2期中期経営計画を全力で推進するとともに、経営・事業統合の適切かつ速やかな実現及び円滑な実行を目指します。加えて、デンソーとの戦略的パートナーシップについても適切に検討することによって、株主及びステークホルダーの皆様にとっての企業価値最大化を図ってまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。



代表取締役社長
社長執行役員 東 克己

企業目的

われわれは、つねに品質を第一とする。
いかなる困難があろうとも、良い商品を国の内外へ永続かつ大量に供給し、
文化の進歩向上に貢献することを目的とする

経営基本方針

社内一体となって、品質保証活動の徹底化を図り、適正な利潤を確保する。
世界をリードする商品をつくるために、あらゆる部門の固有技術を高め、
もって企業の発展を期する。
健全かつ安定な生活を確保し、豊かな人間性と知性をみがき、もって社会に貢献する。
広く有能なる人材を求め、育成し、企業の恒久的な繁栄の礎とする。

株主の皆様へ

京都市右京区西院溝崎町21番地

ローム株式会社

取締役社長 東 克己

第68期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第68期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット等又は書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、**2026年6月23日（火曜日）午後5時15分までに**、当社の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp>）より議決権をご行使いただくか、到着するよう議決権行使書用紙に賛否をご表示いただきご送付いただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時：2026年6月24日（水曜日）午前10時（受付開始：午前9時）

2. 場 所：京都市東山区三十三間堂廻り644番地2
ハイアット リージェンシー 京都 1階 ザ・ボールルーム
(末尾記載の株主総会会場ご案内略図をご参照ください。)

3. 会議の目的事項

報告事項

- 第68期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
- 第68期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 監査等委員でない取締役7名選任の件
- 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

【インターネットによる議決権の行使についてのご案内】

後記の「インターネットによる議決権行使の手順」をご参照ください。

【書面（郵送）による議決権の行使についてのご案内】

各議案の賛否を議決権行使書用紙にご表示のうえ、ご返送ください。ご返送いただいた議決権行使書用紙において、各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

以上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただけますが、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますので、ご了承ください。
- ◎当日の議事進行につきましては、日本語で行います。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、修正内容をインターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.rohm.co.jp/ir/stock/shareholders-meeting>) に掲載いたしますので、ご了承ください。
- ◎電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。なお、監査等委員会及び会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。
 - ①連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」
 - ②計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」
- ◎当日ご出席されなかった株主様のために、株主総会当日の様子の一部は、開催日の一週間後を目処に、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.rohm.co.jp/ir>) において動画配信することを予定しております。
 - ・ご使用の機器やネットワーク環境によっては、ご視聴いただけない場合がございます。
 - ・動画をご視聴いただく際の費用（インターネット接続料金・通信料金等）につきましては、ご視聴になる株主様のご負担となります。快適にご視聴いただくために、Wi-Fi環境でのご視聴を推奨いたします。
 - ・ご出席株主様のプライバシーに配慮し、会場後方から当日の様子を撮影いたしますが、やむを得ずご出席株主様が映り込んでしまう場合がございますので、あらかじめご了承ください。

議決権行使についてのご案内

議決権の行使方法には以下の3つの方法がございます。



インターネット等

下記手順をご参照ください。



書面

各議案の賛否を議決権行使書用紙にご表示のうえ、ご返送ください。



株主総会へご出席

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

行使期限

2026年6月23日（火曜日）
午後5時15分受付分まで有効

行使期限

2026年6月23日（火曜日）
午後5時15分到着分まで有効

開催日時

2026年6月24日（水曜日）
午前10時



電子ギフトの贈呈について

当社では資源の有効活用や省エネルギー化等により、事業活動における環境負荷の低減に取り組んでいます。

環境への配慮から、**事前にインターネットで議決権行使**いただいた株主様には、議案の賛否に関わらず、抽選で300名様に電子ギフト（500円相当）を贈呈いたします。

応募方法



インターネットによる議決権行使の手順

インターネットにより議決権を行使される場合は、以下の事項をご確認のうえ、ご行使くださいようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、インターネット又は書面（議決権行使書用紙）による議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

インターネットによる
議決権行使に関するお問合せ先

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）
フリーダイヤル **0120-173-027** 受付時間 午前9時～午後9時

インターネットと書面により議決権を行使された場合にはインターネットにより行使された内容を、インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合には最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

議決権行使サイトをご利用いただくための費用（インターネット接続料金・通信料金等）は株主様のご負担となります。

インターネットによる議決権の行使は、2026年6月23日（火曜日）午後5時15分まで受付いたしますが、できるだけお早めにご行使いただき、ご不明点等がございましたらヘルプデスクへお問合せください。

QRコードを読み取る方法

スマートフォンの場合

スマートフォンでの議決権行使は、「ログインID」「仮パスワード」の入力が不要です。

- 1 議決権行使書副票（右側）に記載された「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、ログインいただけます。

※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。



※議決権行使書用紙はイメージです。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

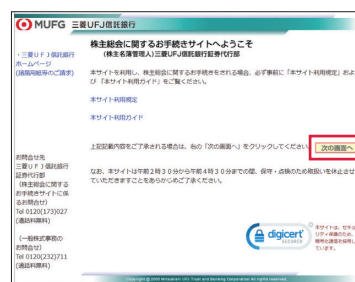
パソコン、スマートフォンの場合

- 1 議決権行使サイトにアクセスしてください。

議決権行使サイト

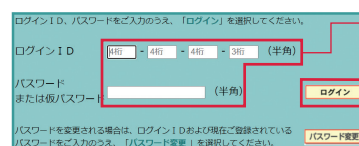
<https://evote.tr.mufg.jp>

「次の画面へ」をクリックしてください。



「次の画面へ」
をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご入力いただき、「ログイン」をクリックしてください。



「ログインID」
「仮パスワード」
を入力

「ログイン」
をクリック

- 3 以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。

パスワードの取り扱い

株主総会招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。
パスワードは議決権を行使される方が株主様ご本人であることを確認する手段ですので、大切にお取り扱い願います。
パスワードに関するお電話等によるご照会にはお答えいたしかねます。

■ 議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、議決権行使にあたり、当該プラットフォームをご利用いただけます。

第1号議案 剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、当期の業績や今後の財務状況の見通し、企業価値の向上に向けた事業投資のための資金需要等を総合的に勘案したうえ、次のとおりとさせていただきます。

これにより、年間にお支払いする配当金は中間配当金（1株につき25円）と合わせて1株につき50円となります。

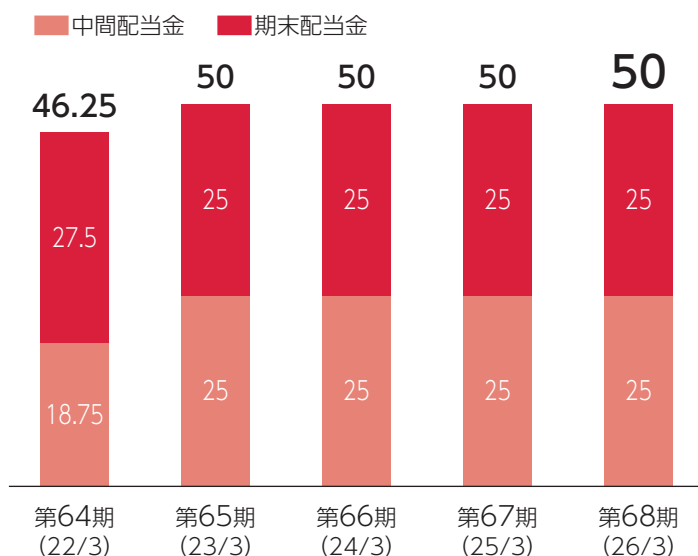
剰余金の処分に関する事項

- 1 減少する剰余金の項目及びその額
別途積立金 200,000,000,000円
- 2 増加する剰余金の項目及びその額
繰越利益剰余金 200,000,000,000円

期末配当に関する事項

- 1 配当財産の種類
金銭
- 2 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式 1株につき25円
配当総額 9,651,014,475円
- 3 剰余金の配当が効力を生じる日
2026年6月25日

【ご参考】 1株当たり配当金（円）



※2023年10月1日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を実施しております。第66期中間配当金以前の配当金につきましては、各配當時点で当該株式分割が実施されていたと仮定して記載しております。

定款一部変更の件

本議案は、当社定款第19条に定める取締役の員数及び選任方法について、現行の定数を見直すため、定款の一部変更を行うものであります。

当社は、取締役会の実効性の向上並びに戦略的かつ機動的な意思決定の実現を目的として、現在の取締役会の構成及び運営状況との整合を図るため、取締役の員数を次のとおりとさせていただきます。

変更の内容は、次のとおりです。

(下線は、変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(員数および選任方法) 第19条 当社の監査等委員でない取締役は15名以内、監査等委員である取締役は5名以内とし、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会で選任する。 取締役の選任の決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれをなす。 取締役の選任の決議については、累積投票によらない。</p>	<p>(員数および選任方法) 第19条 当社の監査等委員でない取締役は9名以内、監査等委員である取締役は4名以内とし、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会で選任する。 取締役の選任の決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれをなす。 取締役の選任の決議については、累積投票によらない。</p>

第3号議案

監査等委員でない取締役7名選任の件

監査等委員でない取締役全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、抜本的構造改革の実現に向け、戦略的かつ機動的に意思決定が行える経営体制を維持し、監査等委員でない取締役7名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案については、取締役会の諮問機関として設置されている独立社外取締役が過半数を占める役員指名協議会の答申に基づき、取締役会において決定しております。また、本議案に関する監査等委員会からの意見につきましては、17ページをご参照ください。

監査等委員でない取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位及び担当	2025年度における取締役会への出席状況
1	<small>あずま</small> 東 <small>かつ</small> 克 <small>み</small> 己 再任	取締役社長（代表取締役） 社長執行役員	100% (15回／15回)
2	<small>い</small> 伊 <small>の</small> 野 <small>かず</small> 和 <small>ひで</small> 英 再任	取締役 常務執行役員 事業担当	100% (15回／15回)
3	<small>たて</small> 立 <small>いし</small> 石 <small>てつ</small> 哲 <small>お</small> 夫 再任	取締役 上席執行役員 技術、イノベーション担当	100% (15回／15回)
4	<small>ピーター</small> <small>ケネバン</small> Peter Kenevan 再任	取締役 上席執行役員 財務、サステナビリティ担当	100% (15回／15回)
5	<small>な</small> 南 <small>くも</small> 雲 <small>ただ</small> 忠 <small>のぶ</small> 信 再任 社外 独立	取締役 取締役会議長	100% (15回／15回)
6	<small>こ</small> 小 <small>ざき</small> 崎 <small>あい</small> 亜依子 再任 社外 独立	取締役	100% (15回／15回)
7	<small>みなみ</small> 南 <small>かわ</small> 川 <small>あきら</small> 明 新任 社外 独立	—	—



取締役在任期間（本総会最終時）

13年

所有する当社の株式の数

38,607株

候補者
番号

1

あずま

東

かつみ

克己

(1964年11月10日生)

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1989年 4月 当社入社
 2013年 6月 当社取締役 ディスクリート生産本部長
 2017年 7月 当社専務取締役 ディスクリート、オプト・モジュール担当
 2019年 9月 当社取締役 専務執行役員 事業・戦略担当
 2020年 6月 当社取締役 専務執行役員 COO 兼 営業統括
 2021年 1月 当社取締役 専務執行役員 COO 生産・品質・営業統括
 2021年 6月 当社取締役 専務執行役員 COO
 2023年 6月 ローム・アポロ株式会社 代表取締役社長
 2024年 4月 当社取締役 専務執行役員
 品質、生産、汎用デバイス事業、モジュール事業担当
 2025年 4月 当社取締役社長（代表取締役）社長執行役員（現任）

候補者とした理由

事業部門での豊富な知識と経験に加え、代表取締役社長としてロームグループ全体の経営を統括し、現在取り組んでいる構造改革の推進及び注力事業の成長加速を主導していることから、今後もグループの持続的成長と経営基盤強化を牽引する役割を担うに適任であると判断したため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。



取締役在任期間（本総会最終時）

6年

所有する当社の株式の数

23,661株

候補者
番号

2

いの

伊野

かずひで

和英

(1970年3月31日生)

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1999年 4月 当社入社
 2019年 9月 当社執行役員 パワーデバイス生産本部長
 2020年 6月 当社取締役 上席執行役員 CSO 兼 パワーデバイス事業統括
 2021年 1月 当社取締役 上席執行役員 CSO 事業統括
 2021年 6月 当社取締役 常務執行役員 CSO 兼 経理本部長
 2023年 4月 当社取締役 常務執行役員 CFO
 2024年 4月 当社取締役 常務執行役員 パワーデバイス事業担当
 2026年 4月 当社取締役 常務執行役員 事業担当（現任）

候補者とした理由

パワーデバイス等の技術開発部門における業務等を通じて豊富な知識と経験及び企業経営における財務経験を有し、これらを踏まえた総合的な経営視点からロームグループの事業を戦略的に推進する役割を担うに適任であると判断したため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。



取締役在任期間（本総会最終時）

7年

所有する当社の株式の数

15,006株

候補者
番号

3

たていし てつお
立石 哲夫

(1963年2月24日生)

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2014年 7月 当社入社
 2019年 6月 当社取締役 LSI開発本部長
 2019年 9月 当社取締役 上席執行役員 LSI開発本部長
 2020年 6月 当社取締役 上席執行役員 CTO 兼 LSI事業統括
 2021年 1月 当社取締役 上席執行役員 CTO
 2024年 4月 当社取締役 上席執行役員
 研究開発、IT、法務・知財、LSI事業担当
 2025年 4月 当社取締役 上席執行役員 LSI事業、IT担当
 2026年 4月 当社取締役 上席執行役員
 技術、イノベーション担当（現任）

候補者とした理由

LSI等の開発における高度な専門知識と豊富な経験を有しており、半導体技術に広く精通し、ロームグループの技術革新やIT戦略の構築及び遂行する役割を担うに適任であると判断したため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。



取締役在任期間（本総会最終時）

4年

所有する当社の株式の数

24,283株

候補者
番号

4

ピーター ケネバン
Peter Kenevan

(1964年6月28日生)

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1995年 6月 カリフォルニア州弁護士登録
 1995年 9月 McKinsey & Company, Inc.入社
 2000年 6月 同社東京オフィス パートナー
 2012年 6月 同社東京オフィス シニアパートナー
 2021年 4月 PayPal Pte. Ltd. 日本事業統括責任者、VP
 2022年 6月 当社取締役
 2025年 3月 株式会社MonotaRO 社外取締役（現任）
 2025年 8月 当社取締役 上席執行役員
 財務、サステナビリティ担当（現任）

(重要な兼職の状況)

株式会社MonotaRO 社外取締役

候補者とした理由

コンサルティングファームにおいて長年にわたる業務で培われたコーポレートファイナンス、M&A（企業買収・合併）、企業変革等に対する幅広い知識と豊富な経験、グローバルに事業を展開する企業における日本事業責任者を務めてきた実績等を有しており、ロームグループの財務戦略の構築・推進や、資本効率の向上とサステナビリティ経営の両輪による企業価値向上に資すると判断したため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。



取締役在任期間（本総会最終時）

5年

所有する当社の株式の数

8,300株

候補者
番号

5

なぐも ただのぶ
南雲 忠信

(1947年2月12日生)

再任 社外 独立

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1969年 4月 横浜ゴム株式会社入社
 1999年 6月 同社取締役
 2004年 6月 同社代表取締役社長
 2011年 6月 同社代表取締役会長 兼 CEO
 日本ゼオン株式会社 社外監査役
 2015年 6月 同社社外取締役（現任）
 2016年 3月 横浜ゴム株式会社 代表取締役会長
 2019年 3月 同社相談役
 2021年 6月 当社取締役
 2024年 3月 横浜ゴム株式会社 名誉顧問（現任）
 2024年 4月 当社取締役 取締役会議長（現任）

(重要な兼職の状況)

横浜ゴム株式会社 名誉顧問 日本ゼオン株式会社 社外取締役

候補者とした理由及び期待される役割の概要

世界各地に事業を展開する上場企業の経営者として培われた豊富な知識と経験を有し、グローバル戦略を積極的に推進した実績に加え、技術者としてモノづくりの分野に高い見識を兼ね備えており、独立した立場から業務執行の監督機能強化への貢献、国際的・実践的な視点で幅広く経営に対する助言及び取締役会議長として当社取締役会の適切な運営を担うに適任であると判断したため、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。



取締役在任期間（本総会最終時）

2年

所有する当社の株式の数

900株

候補者
番号

6

こざき あいこ
小崎 亜依子

(1973年10月18日生)

再任 社外 独立

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1996年 4月 野村アセットマネジメント株式会社入社（2000年3月退職）
 2006年 4月 NPO法人ソーシャルイノベーションジャパン
 2007年 4月 株式会社日本総合研究所 ESGリサーチセンター
 2013年 7月 同社ESGリサーチセンター マネジャー
 2015年 9月 株式会社Waris ワークアゲイン事業統括
 2020年11月 金融庁 総合政策局総合政策課（2022年10月退庁）
 2023年 3月 株式会社stream-i 代表取締役（現任）
 2023年 3月 セントラル・タンクターミナル株式会社 社外取締役（現任）
 2024年 1月 一般財団法人日本民間公益活動連携機構 出資事業部長（現任）
 2024年 6月 当社取締役（現任）

(重要な兼職の状況)

株式会社stream-i 代表取締役
セントラル・タンクターミナル株式会社 社外取締役

候補者とした理由及び期待される役割の概要

日系大手資産運用会社や民間系シンクタンクにおける実務経験を有し、米国留学を通じて養われた社会課題解決に関する豊かな知識・見識、サステナブルファイナンスの専門家として各種プロジェクトや事業創出等を支援してきた豊富な経験等を活かし、独立した立場から業務執行の監督機能強化への貢献及びロームグループが注力するサステナビリティ経営に資すると判断したため、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。



所有する当社の株式の数

0株

候補者
番号

7

みなみ かわ あきら

南川 明

(1958年12月6日生)

新任 社外 独立

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1982年 4月 モトローラ株式会社入社
- 1990年 5月 ガートナー・ジャパン株式会社 シニア・アナリスト
- 1996年 1月 IDC Japan株式会社 ディレクター
- 2000年 6月 West LB証券会社 調査部
ディレクター&シニア・アナリスト
- 2003年 4月 クレディーリヨネ証券会社 調査部
テクノロジーヘッド&シニア・アナリスト
- 2004年 7月 株式会社データガレージ 取締役社長
- 2010年11月 米IHSグローバル株式会社 コンサルティングディレクター
- 2019年 8月 英インフォマインテリジェンス合同会社
シニアコンサルティングディレクター
- 2022年 6月 伯東株式会社 社外取締役 (2026年6月退任予定)
- 2025年 4月 SEMI BUSINESS CONSULTING株式会社
代表取締役 (現任)
- 2026年 4月 バルビオン・コンサルティング株式会社
シニアアドバイザー (現任)

(重要な兼職の状況)

SEMI BUSINESS CONSULTING株式会社 代表取締役
バルビオン・コンサルティング株式会社 シニアアドバイザー

候補者とした理由及び期待される役割の概要

世界的テック調査機関及び外資系証券会社において半導体業界の調査・分析に長年従事し、高度な専門性と国際的知見を有していることから、独立した立場での業務執行の監督機能強化への貢献に加え、技術動向を踏まえた戦略的助言を行うに適任であると判断したため、社外取締役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 南雲忠信氏は、社外取締役候補者であります。また、同氏が名誉顧問を務める横浜ゴム株式会社と当社グループとの間には、取引関係はありません。なお、同氏は当社の定める「社外役員の独立性基準」を満たしているため、一般株主と利益相反のおそれのない独立性を有していると判断しております。当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、同氏の選任が承認可決された場合は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。
2. 小崎亜依子氏は、社外取締役候補者であります。また、同氏が代表取締役を務める株式会社stream-iと当社グループとの間には、取引関係はありません。なお、同氏は当社の定める「社外役員の独立性基準」を満たしているため、一般株主と利益相反のおそれのない独立性を有していると判断しております。当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、同氏の選任が承認可決された場合は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。
3. 南川明氏は、社外取締役候補者であります。また、同氏が代表取締役を務めるSEMI BUSINESS CONSULTING株式会社と当社グループとの間には、取引関係はありません。なお、同氏は当社の定める「社外役員の独立性基準」を満たしているため、一般株主と利益相反のおそれのない独立性を有していると判断しております。同氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認可決された場合、当社は、同氏を独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
4. その他の候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
5. 当社は、南雲忠信氏及び小崎亜依子氏との間で会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を当該損害賠償責任の限度とする責任限定契約を締結しております。また、南雲忠信氏及び小崎亜依子氏については、本総会において再任が承認可決された場合、当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は、南川明氏の選任が承認可決された場合、同氏との間で会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を当該損害賠償責任の限度とする責任限定契約を締結する予定であります。
7. 当社は、保険会社との間で役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関して責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を補填することとしております。なお、各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約を同様の内容で更新する予定であります。

選任後の取締役会の構成及びスキル・マトリックス

第3号議案が承認可決された場合、当社取締役会は、社内取締役4名、社外取締役6名（うち女性1名）で構成される体制となり、独立社外取締役の取締役会に占める割合は60%となります。

当社は、創業以来掲げてきた「企業目的」を礎に、ロームグループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けて、取締役会が備えるべきスキル（知識・経験・能力等）の分野を特定しております。

選任後の取締役会のスキル・マトリックスは、次のとおりであります。

氏名	当社における地位及び担当	企業経営	ESG・サステナビリティ	グローバル	イノベーション・技術	人財開発	法務・コンプライアンス	財務・会計	半導体業界知見
東 克己	取締役社長（代表取締役） 社長執行役員 役員指名協議会 委員 取締役報酬協議会 委員	●	●			●			●
伊野和英	取締役 常務執行役員 事業担当	●		●	●				●
立石哲夫	取締役 上席執行役員 技術、イノベーション担当			●	●		●		●
Peter Kenevan	取締役 上席執行役員 財務、サステナビリティ担当		●	●				●	●
南雲忠信	社外 独立 取締役 取締役会議長 役員指名協議会 議長 取締役報酬協議会 議長	●	●	●		●			
小崎亜依子	社外 独立 取締役 役員指名協議会 委員 取締役報酬協議会 委員		●				●		
南川 明	社外 独立 取締役				●				●
中川 恵太	社外 独立 取締役 常勤監査等委員		●				●	●	
小野友之	社外 独立 取締役 監査等委員		●				●		
織田 貴昭	社外 独立 取締役 監査等委員		●				●		

特に期待する分野	定義
企業経営	事業を取り巻く環境変化を見通し、中長期的な視点に立って戦略を立案し、意思決定・組織運営を行うことで、企業価値の向上を図る。
ESG・サステナビリティ	誠実・公正かつ透明性ある事業活動を行い、持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けて取り組み、ステークホルダーとの良好な関係を構築することで、地球・社会及び企業の持続的な発展・成長に貢献する。
グローバル	激動する国際情勢を踏まえ、グローバルな視点に立って戦略を立案し、事業遂行を行うことで、国際市場における信頼を高める。
イノベーション・技術	社会とお客様のニーズを捉え、企業の持続的成長に不可欠な新技術・新商品の開発に注力し、事業の創出・構築・拡大を推進する。
人財開発	次世代の経営者となりうる人財を発掘し、経営戦略と連動した人財育成及び中長期的な人財投資を実施する。
法務・コンプライアンス	事業に係る関連法令等を理解し、常に法令等遵守の観点に立って事業経営に重大な影響を与えるリスクを把握することで、適切にリスクマネジメントを行う。
財務・会計	会計・税務、ファイナンスに関する理解を通じて経営課題を適切に把握し、経営戦略と連動した財務戦略や施策を立案、モニタリングする。
半導体業界知見	半導体に関する知見及び半導体業界における幅広い人脈を有するとともに、競合や市場の動向を適切にモニタリングすることで、事業ポートフォリオの最適化を図る。

他社の株式保有について

① 当社の政策保有株式に関する方針

当社では、当社グループの持続的成長と中長期的な企業価値の向上に必要と判断される場合に限り株式を保有するものとし、一部の取引先に対し、強固な信頼関係の維持を目的とした株式の保有を行っております。毎年、取締役会は個々の保有における経済合理性や保有効果等を定性面・定量面から検証し、継続して保有する必要性が低いと判断した株式については、縮減を進めるものとしております。

② その他

株式会社東芝の非公開化に際して、同社が抱える課題の解消を目的に出資したTBJホールディングス株式会社（JIPグループが株式会社東芝に対する公開買付けを目的として設立した公開買付者の親会社）の200,000百万円の無議決権優先株式は、2026年3月末をもってすべて償還されております。

補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案については、取締役会の諮問機関として設置されている独立社外取締役が過半数を占める役員指名協議会の答申に基づき、監査等委員会の同意を得たうえで、取締役会において決定しております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。



所有する当社の株式の数

0株

みなみや ゆき
南谷 有紀 (1963年5月10日生)

補欠 社外 独立

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1987年4月 株式会社福武書店(現株式会社ベネッセコーポレーション) 入社
1992年10月 センチュリー監査法人(現有限責任あずさ監査法人) 入所
1996年4月 公認会計士登録
2007年4月 KPMG FAS ディレクター
2011年9月 同社 執行役員 パートナー
2021年9月 同社 マネージングディレクター
2022年4月 KPMG Global Japanese Practice 欧州・中東・アフリカ アドバイザリー統括
2025年7月 南谷有紀公認会計士事務所 代表(現任)

(重要な兼職の状況)

南谷有紀公認会計士事務所 代表

候補者とした理由及び期待される役割の概要

公認会計士として培われた専門的な知識、M&Aアドバイザリー等の国内外での実務経験及び欧州駐在を通じて得た国際的なガバナンスに関する知見を活かし、独立した立場から、取締役会の意思決定における透明性・公正性の確保及び経営の監査・監督機能の強化が期待できるため、補欠の監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は過去に会社経営に関与したことはありませんが、上記理由から社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。

- (注) 1. 南谷有紀氏は、補欠の社外取締役候補者であります。なお、同氏は当社の定める「社外役員の独立性基準」を満たしているため、一般株主と利益相反のおそれのない独立性を有していると判断しております。同氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が社外取締役に就任した場合、当社は、同氏を独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
2. 当社は、南谷有紀氏が監査等委員である取締役に就任した場合、同氏との間で会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を当該損害賠償責任の限度とする責任限定契約を締結する予定であります。
3. 当社は、保険会社との間で役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関して責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を補填することとしております。なお、南谷有紀氏が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約を同様の内容で更新する予定であります。

以上

社外役員の独立性基準

ローム株式会社

当社の社外役員は以下の項目に該当しない者を選任する。

1. 当社の主要株主¹又はその業務執行者²
2. 当社が主要株主である会社の業務執行者
3. 当社グループの主要な取引先³又はその業務執行者
4. 当社グループを主要な取引先とする者⁴又はその業務執行者
5. 当社グループから役員報酬以外に一定額⁵を超える金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者）
6. 当社グループから一定額⁶を超える寄付又は助成を受けている者（当該助成を受けている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体の理事その他の業務執行者）
7. 当社の会計監査人の代表社員、社員又は従業員
8. 当社の主要な借入先⁷の業務執行者
9. 上記1～8に過去3年間において該当していた者
10. 当社グループから取締役を受け入れている者又はその業務執行者
11. 当社グループの重要な業務執行者⁸の配偶者又は二親等以内の親族

(2015年11月5日制定)

以 上

¹ 主要株主・・・総議決権の10%以上

² 業務執行者・・・取締役、執行役、社員、使用人

³ 主要な取引先・・・当社年間連結売上高の2%超の支払いを行っている会社

⁴ 主要な取引先とする者・・・年間売上高の2%超の支払いを当社から受けている会社

⁵ 一定額・・・個人は年間1千万円、法人は総収入の2%超

⁶ 一定額・・・年間1千万円超

⁷ 主要な借入先・・・当社の連結総資産の2%を超える金銭の借入先

⁸ 重要な業務執行者・・・取締役（社外取締役を除く）及び部長級以上の上級管理職

監査等委員会意見

監査等委員会は、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下同じ。）の選任及び報酬について、役員指名協議会、取締役報酬協議会での協議内容の確認を行いました。取締役の選任については、各候補者の当事業年度における業務執行状況及び業績、取締役会での発言、これまでの経歴等を評価したうえで、決定の手続きは適正であり、取締役候補者として適任と判断します。また、取締役の報酬については、報酬体系、具体的な報酬額の算定方法等を確認し、決定の手続きは適正であり、報酬等の内容は相当であると判断します。

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

全般的概況

当期における世界情勢は、日本経済及び海外経済ともに緩やかな成長を示したものの、米国の通商政策の動向や中東情勢の緊迫化などを背景に、地政学リスクに伴う不透明感が継続しました。

エレクトロニクス業界におきましては、自動車市場では当初の見立てを下回ったものの、堅調に推移しました。産業機器市場ではサプライチェーンの在庫解消が進み、回復基調となりました。民生機器市場ではアミューズメント向けの需要が大幅に伸長しました。コンピュータ&ストレージ市場においては、サーバー向けを中心に堅調に推移しました。

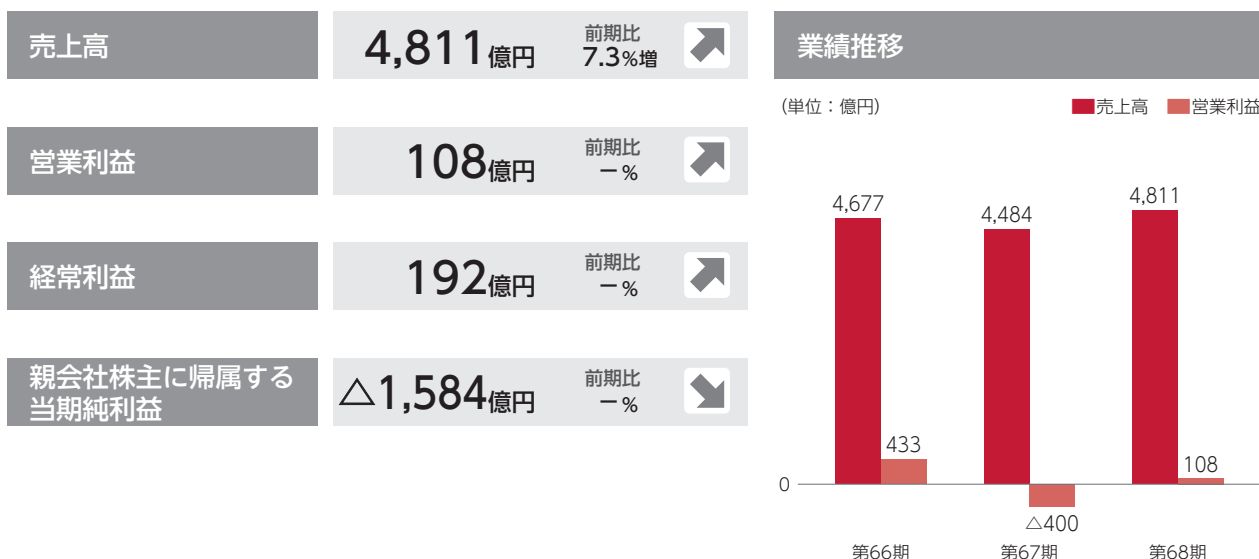
このような経営環境の中、当社グループは、2028年度を最終年度とする第2期中期経営計画“MOVING FORWARD to 2028”（以下、「中期経営計画」）を策定しました。市況変動に左右されない強固な事業基盤の構築と、将来の企業規模拡大に向けた収益性の改善に向けて、生産拠点再編、事業ポートフォリオ適正化、価格適正化などの構造改革や、S i C事業の収益化などの施策を推進しています。直近では、設備投資を必要最小限にすることで固定費の増加を抑制したほか、原材料費などのコスト上昇を踏まえた価格転嫁の交渉を進めました。

これらの結果、当期の売上高は、自動車市場及び民生機器市場における増収に加え、産業機器市場においても増収となったことにより、前期比7.3%増の4,811億4千8百万円となりました。営業利益は、売上高の増加に加え、前期の構造改革による固定費削減の効果が寄与した結果、108億6千4百万円（前期は営業損失400億6千1百万円）となりました。

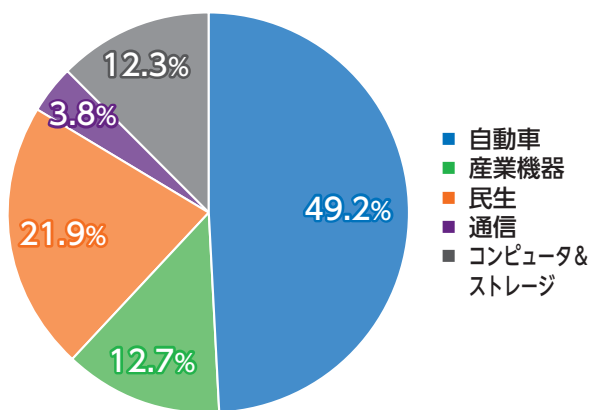
経常利益は、受取利息の減少及び為替差損の発生があったものの、前述の営業利益の増加に伴い、192億2千2百万円（前期は経常損失296億9千8百万円）となりました。一方、親会社株主に帰属する当期純利益は、バッテリー式電気自動車（B E V）市場の成長見通しが従来想定を下回るものになったことを受け、S i C事業の固定資産を中心に多額の減損損失を計上した結果、1,584億2千4百万円の親会社株主に帰属する当期純損失（前期は500億6千5百万円の親会社株主に帰属する当期純損失）となりました。

また、当期のE B I T D A（※）は前期比56.6%増の678億9千万円となりました。

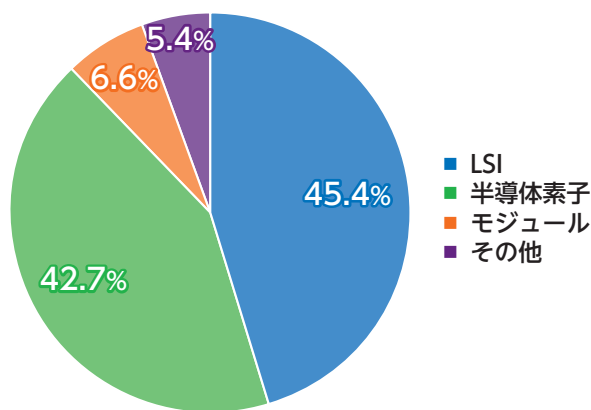
※ E B I T D A（Earnings Before Interest, Taxes, Depreciation and Amortization）
税引前利益に支払利息、減価償却費を加えて求めたもの。グローバル企業などの収益力を比較する際によく利用される指標。当社グループでは簡易的に営業利益に減価償却費を加えて算出しております。



用途別売上高構成比



セグメント別売上高構成比

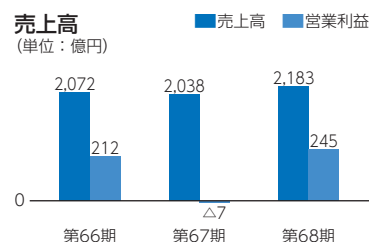


LSI

主な製品 ●アナログ ●ロジック ●メモリ

市場別では、自動車市場では、ADAS向け製品が調整局面となりましたが、ボディ向けやxEV向けを中心とした高付加価値商品が伸長した結果、全体では売上が増加しました。産業機器市場向けについては、回復傾向となりました。民生機器市場ではアミューズメント向け製品が堅調に推移し、コンピュータ&ストレージ市場ではサーバー向け製品を中心に回復傾向が見られました。

これらの結果、当期の売上高は2,183億9千万円（前期比7.1%増）、セグメント利益は245億3千5百万円（前期は7億6千7百万円のセグメント損失）となりました。

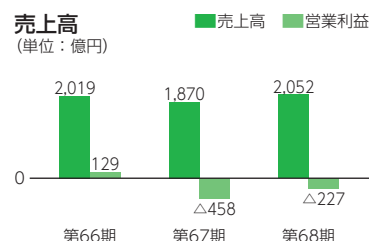


半導体素子

主な製品 ●トランジスタ ●ダイオード ●パワーデバイス ●発光ダイオード ●半導体レーザー

事業セグメント別では、SiCパワーデバイスにつきましては、自動車市場のxEV向け製品の売上が堅調に推移しました。Siパワーデバイスにつきましては、自動車市場向け製品や産業機器市場向け製品が堅調に推移しました。汎用デバイスや発光ダイオードにつきましては、産業機器市場向け製品を中心に売上が改善しました。半導体レーザーにつきましては、コンピュータ&ストレージ市場向け製品の売上が伸長しました。

これらの結果、当期の売上高は2,052億6千3百万円（前期比9.7%増）、セグメント損失は227億4百万円（前期は458億9千9百万円のセグメント損失）となりました。

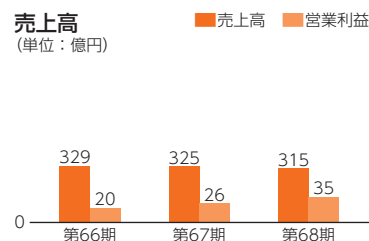


モジュール

主な製品 ●プリントヘッド ●オプティカル・モジュール

事業セグメント別では、プリントヘッドにつきましては、事務機向け製品の売上が増加しました。オプティカル・モジュールにつきましては、車載向けLEDモジュールの売上が減少しました。

これらの結果、当期の売上高は315億8千9百万円（前期比3.0%減）、セグメント利益は35億2千2百万円（前期比30.9%増）となりました。

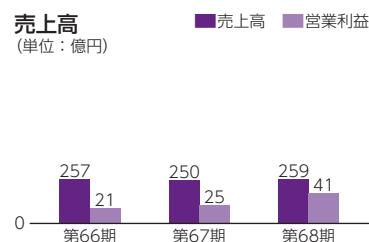


その他

主な製品 ●抵抗器

事業セグメント別では、抵抗器につきましては、自動車市場及び産業機器市場向けを中心としたシャント抵抗や高電力の高信頼品は、売上が順調に推移しました。一方で、汎用抵抗器については、民生機器市場及び自動車市場向けを中心に売上が減少しました。

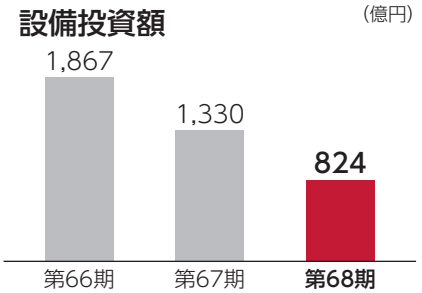
これらの結果、当期の売上高は259億3百万円（前期比3.5%増）、セグメント利益は41億4百万円（前期比62.6%増）となりました。



(2) 設備投資の状況

当連結会計年度におきましては、生産体制の拡充と新商品開発を推進するため、総額824億3百万円の設備投資を実施いたしました。そのセグメント別の内訳は次のとおりであります。

LSI	8,351百万円
半導体素子	69,099
モジュール	829
その他	979
販売・管理等共通部門	3,143



(3) 資金調達の状況

当連結会計年度中に実施いたしました設備投資などの所要資金は、自己資金を充当いたしました。なお、当連結会計年度におきましては、重要な資金調達は行っておりません。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、創業時より掲げる「企業目的」のもと、良い商品の供給やモノづくりを通じて、文化の進歩向上に貢献してきました。企業目的を達成するために定めたものが「経営基本方針」をはじめとする方針類であり、これらに基づき、永続的かつ総合的な企業価値の創造と向上を目指した経営を実践しております。

また、不変の企業目的を再認識するとともに、新たな社会基盤における当社の使命を明確にするために策定したのが「ステートメント」や「経営ビジョン」です。当社グループはこれからも、「エレクトロニクスの技術で社会が抱える様々な課題を解決し、未来に向けて、人々の豊かな暮らしと社会の発展を支え続ける会社」を目指してまいります。

上記の基本方針のもと、エレクトロニクス業界における国際競争の激化や技術革新の加速を背景に、大きな転換期を迎える事業環境において、当社グループが中長期的に国際競争力を高めていくためには、事業ポートフォリオの見直しや技術開発力の強化に加え、経営統合を含めた事業規模の確保等、さまざまな選択肢を検討することが重要であると認識しております。

こうした状況を踏まえ、現在は、2025年11月に公表した第2期中期経営計画“MOVING FORWARD to 2028”に基づき、持続的な成長の実現及び強固な事業基盤の構築に向けた構造改革に取り組んでいます。加えて、2026年3月27日付「東芝デバイス&ストレージ株式会社の半導体事業及び三菱電機株式会社のパワーデバイス事業との事業・経営統合に関する協議開始に向けた基本合意書の締結に関するお知らせ」で開示したとおり、両社との経営・事業統合に関する協議を進め、世界市場で競争し得る事業規模や技術基盤の実現に向けて全力で取り組んでまいります。

(ご参考)

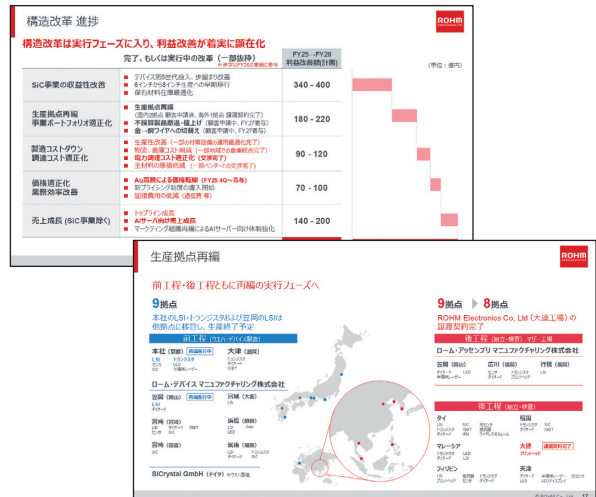
第2期中期経営計画における構造改革の進捗

当社グループは、2028年度を最終年度とする第2期中期経営計画“MOVING FORWARD to 2028”を策定しました。市況変動に左右されない強固な事業基盤の構築と将来の企業規模拡大に向けた収益性の改善に向けて、生産拠点再編、事業ポートフォリオ最適化、価格適正化などの構造改革や、SiC事業の収益化などの施策を推進しています。すでにこれらの施策は具体的な実行フェーズに入っており、進捗については2026年5月13日に公表した決算説明会資料*にて開示しております。

*URL : <https://www.rohm.co.jp/ir/library/materials-for-financial-results-briefing>



当社WEBサイト (投資家情報)



決算説明会資料 (イメージ)

東芝デバイス&ストレージ株式会社の半導体事業及び三菱電機株式会社のパワーデバイス事業との事業・経営統合に関する協議開始

当社グループは、2026年3月27日付適時開示*の通り、両社と事業・経営統合に関する協議を進めております。当社が2035年の目指す姿として掲げる「半導体技術で存在感を示すグローバル企業へ ~パワー・アナログ半導体の分野で世界トップ10~」に向けて、この施策を全力で推進することにより、株主及びステークホルダーの皆様にとっての企業価値最大化を図ってまいります。

*URL : https://fscdn.rohm.com/jp/financial/ir-news-releases/260327_news2_jp.pdf

パワーデバイス事業の事業・経営統合に関する協議開始

TOSHIBA
東芝デバイス&ストレージ
半導体事業

MITSUBISHI ELECTRIC
三菱電機
パワーデバイス事業

ロームの目指す姿
半導体技術で存在感を示すグローバル企業へ
~パワー・アナログ半導体の分野で世界トップ10~
日本だけでなく世界の顧客に対して
「存在感」を示すことの出来る企業を目指す

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	2023年3月期	2024年3月期	2025年3月期	(当連結会計年度) 2026年3月期
売上高 (百万円)	507,882	467,780	448,466	481,148
経常利益(△損失) (百万円)	109,530	69,200	△29,698	19,222
親会社株主に帰属する 当期純利益(△損失) (百万円)	80,375	53,965	△50,065	△158,424
1株当たり当期純利益(△損失) (円)	204.66	138.81	△129.78	△410.46
総資産 (百万円)	1,123,283	1,481,274	1,440,765	1,283,559
純資産 (百万円)	915,465	968,102	889,655	758,616

- (注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
 2. 1株当たり当期純利益は、自己株式数控除後の期中平均株式数により算出しております。
 3. 当社は、2023年10月1日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行っております。2023年3月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。

〈参考〉当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	2023年3月期	2024年3月期	2025年3月期	(当事業年度) 2026年3月期
売上高 (百万円)	434,951	385,581	384,039	416,625
経常利益(△損失) (百万円)	72,721	17,437	△19,742	△10,550
当期純利益(△損失) (百万円)	53,019	11,305	△9,655	△160,265
1株当たり当期純利益(△損失) (円)	135.06	29.08	△25.02	△415.18
総資産 (百万円)	673,676	938,158	1,028,868	911,513
純資産 (百万円)	515,374	486,116	444,670	268,572

- (注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
 2. 1株当たり当期純利益は、自己株式数控除後の期中平均株式数により算出しております。
 3. 当社は、2023年10月1日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行っております。2023年3月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。

(6) 主要な事業セグメント

当社グループは主として電子部品の製造・販売を行っており、主な製品及び事業の名称は次のとおりであります。

(2026年3月31日現在)

セグメントの名称	主 な 製 品 及 び 事 業 の 名 称
L S I	アナログ、ロジック、メモリ
半 導 体 素 子	トランジスタ、ダイオード、パワーデバイス、発光ダイオード、 半導体レーザー
モ ジ ュ ー ル	プリントヘッド、オプティカル・モジュール
そ の 他	抵抗器

(7) 主要な拠点

(2026年3月31日現在)

名 称		所在地
当 社	本社・工場 滋賀工場（注2） 京都テクノロジーセンター 横浜テクノロジーセンター 宮崎デザインセンター 京都ビジネスセンター 東京ビジネスセンター 横浜ビジネスセンター 名古屋ビジネスセンター	京 都 府 滋 賀 県 京 都 府 神 奈 川 県 宮 崎 県 京 都 府 東 京 都 神 奈 川 県 愛 知 県
製 造	ローム浜松(株)（注1） ローム・ワコー(株)（注1） ローム・アポロ(株)（注1） ローム・メカテック(株) ラピスセミコンダクタ(株)（注2） ローム・コリア・コーポレーション ローム・エレクトロニクス・フィリピンズ・インク ローム・インテグレイテッド・システムズ・タイランド・カンパニー・リミテッド ローム・セミコンダクタ・チャイナ・カンパニー・リミテッド ローム・エレクトロニクス・ダイレン・カンパニー・リミテッド（注3） ローム・エレクトロニクス・マレーシア・センディリアン・バハッド ローム・メカテック・フィリピンズ・インク ローム・メカテック・タイランド・カンパニー・リミテッド サイクリスタル・ゲーエムベーハー	静 岡 県 岡 山 県 福 岡 県 京 都 府 神奈川県等 韓 国 フィリピン タ イ 中 国 中 国 マレーシア フィリピン タ イ ド イ ツ
販 売	ローム・セミコンダクタ・コリア・コーポレーション ローム・セミコンダクタ・シャンハイ・カンパニー・リミテッド ローム・セミコンダクタ・ホンコン・カンパニー・リミテッド ローム・セミコンダクタ・台湾・カンパニー・リミテッド ローム・セミコンダクタ・シンガポール・プライベート・リミテッド ローム・セミコンダクタ・フィリピンズ・コーポレーション ローム・セミコンダクタ・タイランド・カンパニー・リミテッド ローム・セミコンダクタ・マレーシア・センディリアン・バハッド ローム・セミコンダクタ・インド・プライベート・リミテッド ローム・セミコンダクタ・ユーエスエー・エルエルシー ローム・セミコンダクタ・ゲーエムベーハー	韓 国 中 国 中 国 台 湾 シンガポール フィリピン タ イ マレーシア イ ン ド 米 国 ド イ ツ

- (注) 1. 2026年4月1日付で、ローム・アポロ(株)、ローム・ワコー(株)、ローム浜松(株)の3社を、前工程製造会社のローム・デバイス マニュファクチャリング(株)及び後工程製造会社のローム・アッセンブリ マニュファクチャリング(株)の2社へ再編しております。
2. 2027年4月1日付で、ラピスセミコンダクタ(株)を上記各製造会社へ再編し、合わせて当社を分割会社、上記前工程製造会社を承継会社とする吸収分割により当社滋賀工場を上記前工程製造会社に承継する予定であります。
3. ローム・エレクトロニクス・ダイレン・カンパニー・リミテッドについて、大連鵬成グループの大連成悦精密部件工業有限公司に譲渡する予定であります（譲渡予定時期：2026年中）。

(8) 従業員の状況

(2026年3月31日現在)

セグメントの名称	従業員数	前期末比増減	平均勤続年数
L S I	21,756名	852名減	13.8年
半 導 体 素 子			
モ ジ ュ ー ル			
そ の 他			
販売・管理等共通部門			

(注) 平均勤続年数は、小数点第1位未満を切り捨てて表示しております。

(9) 重要な子会社の状況

(2026年3月31日現在)

名 称	資 本 金	議決権比率	主要な事業内容
ローム浜松(株) (注3)	10,000百万円	100.0%	電子部品の製造
ローム・アポロ(株) (注3)	450百万円	100.0	電子部品の製造
ラピスセミコンダクタ(株) (注3)	300百万円	100.0	電子部品の製造及び販売
ローム・エレクトロニクス・フィリピンズ・インク	1,221,563千フィリピンペソ	100.0	電子部品の製造
ローム・インテグレイテッド・システムズ・タイランド・カンパニー・リミテッド	1,115,500千タイバーツ	100.0	電子部品の製造
ローム・セミコンダクタ・チャイナ・カンパニー・リミテッド	16,190百万円	100.0	電子部品の製造
ローム・エレクトロニクス・ダイレン・カンパニー・リミテッド	9,417百万円	100.0	電子部品の製造
ローム・セミコンダクタ・シャanghai・カンパニー・リミテッド	3,356千米ドル	100.0	電子部品の販売
ローム・セミコンダクタ・ホンコン・カンパニー・リミテッド	27,000千ホンコンドル	100.0	電子部品の販売
ローム・ユーエスエー・インク	317,142千米ドル	100.0	北米子会社の統括・管理
ローム・エレクトロニクス・ヨーロッパ・リミテッド	101,037千英ポンド	100.0	欧州子会社の統括・管理
ローム・エレクトロニクス・アジア・プライベート・リミテッド	90,630千シンガポールドル	100.0	アジア子会社の統括・管理
サイクリスタル・ゲーエムベーハー	771千ユーロ	100.0	電子部品の原材料の製造・開発及び販売

(注) 1. 資本金は百万円未満又は千外貨未満を、議決権比率は小数点第1位未満を、それぞれ切り捨てて表示しております。
2. 議決権比率は他の子会社等による間接所有を含んだものであります。
3. 重要な子会社の再編については、(7) 重要な拠点の(注)に記載のとおりであります。

(10) 主要な借入先の状況

(2026年3月31日現在)

借入先	借入額 (百万円)
(株)京都銀行	80,000
(株)りそな銀行	50,000
(株)三菱UFJ銀行	30,000
(株)三井住友銀行	30,000
(株)みずほ銀行	10,000

2. 株式に関する事項 (2026年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 1,200,000,000 株
(2) 発行済株式総数 403,760,000 株 (自己株式17,719,421株を含む)
(3) 株主数 81,079 名
(4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行(株) (信託口)	68,869 千株	17.83 %
公益財団法人ロームミュージックファンデーション	41,540	10.76
(株)日本カストディ銀行 (信託口)	26,422	6.84
(株)デンソー	19,221	4.97
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	12,159	3.14
GOLDMAN, SACHS & CO. REG	11,409	2.95
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505301	11,018	2.85
(株)京都銀行	10,427	2.70
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	9,014	2.33
JP MORGAN CHASE BANK 380684	6,058	1.56

- (注) 1. 持株数は千株未満を、持株比率は小数点第2位未満を、それぞれ切り捨てて表示しております。
2. 当社の自己株式 (17,719千株) は、上表から除外しております。なお、自己株式には株式付与ESOP信託が保有する当社株式 (5千株) を含んでおりません。
3. 持株比率は発行済株式の総数から自己株式を除いた数に基づき、算出しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株式の種類及び数	交付された者の人数
取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）	当社普通株式 43,086株	4名

(6) 新株予約権等の状況

新株予約権付社債に付与された新株予約権の概要

	2029年満期ユーロ円建取得条項付 転換社債型新株予約権付社債	2031年満期ユーロ円建取得条項付 転換社債型新株予約権付社債
決議年月日	2024年4月8日	同左
新株予約権の数	10,000個	10,000個
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数	普通株式 32,647,730株	普通株式 33,978,933株
新株予約権と引換えに 払い込む金額	新株予約権と引換えに金銭の 払込みを要しません。	同左
新株予約権の行使期間	自 2024年5月8日 至 2029年4月10日	自 2024年5月8日 至 2031年4月10日
転換価額	3,063円	2,943円
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使は できません。	同左
新株予約権付社債の残高	100,000百万円	100,000百万円

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役

(2026年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当又は重要な兼職の状況
※取締役社長 社長執行役員	東 克 己	公益財団法人ロームミュージックファンデーション 理事長
取締役 常務執行役員	伊 野 和 英	パワーデバイス事業担当
取締役 上席執行役員	立 石 哲 夫	L S I事業、IT担当
取締役 上席執行役員	Peter Kenevan	財務、サステナビリティ担当 株式会社MonotaRO 社外取締役
取 締 役	南 雲 忠 信	横浜ゴム株式会社 名誉顧問 日本ゼオン株式会社 社外取締役
取 締 役	井 上 福 子	同志社大学大学院ビジネス研究科 教授 株式会社エクセディ 社外取締役
取 締 役	小 崎 亜依子	株式会社stream-i 代表取締役 セントラル・タンクターミナル株式会社 社外取締役
取 締 役 (常勤監査等委員)	山 本 浩 史	
取 締 役 (常勤監査等委員)	中 川 恵 太	
取 締 役 (監査等委員)	小 野 友 之	小野公認会計士事務所 所長 (公認会計士) ニッタ株式会社 社外取締役
取 締 役 (監査等委員)	織 田 貴 昭	弁護士法人三宅法律事務所 パートナー (弁護士) 新日本理化株式会社 社外取締役 (監査等委員)

- (注) 1. ※印は代表取締役であります。
2. 取締役 南雲忠信、井上福子及び小崎亜依子並びに取締役 (監査等委員) 中川恵太、小野友之及び織田貴昭は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
3. 当社は、取締役 南雲忠信、井上福子及び小崎亜依子並びに取締役 (監査等委員) 中川恵太、小野友之及び織田貴昭を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 取締役 (監査等委員) 小野友之は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 取締役 (監査等委員) 山本浩史及び中川恵太は、常勤の監査等委員であります。常勤の監査等委員を選定している理由は、監査環境の整備や社内の情報収集、内部統制システムの整備状況の日常的な監査、内部監査部門等との十分な連携等を通じて、監査等委員会の監査・監督機能を強化するためであります。
6. 当社と社外取締役のその他の重要な兼職先との間には、特別な関係はございません。
7. 当事業年度中の取締役の異動は、次のとおりであります。

(1) 就任

- ・ 織田貴昭は、2025年6月25日開催の第67期定時株主総会において新たに取締役を選任され就任いたしました。

(2) 退任

- ・ 青木哲夫は、2025年6月25日開催の第67期定時株主総会終結の時をもって任期満了により取締役 上席執行役員を退任いたしました。
- ・ 山崎雅彦氏は、2025年6月25日開催の第67期定時株主総会終結の時をもって任期満了により取締役を退任いたしました。
- ・ 千森秀郎氏は、2025年6月25日開催の第67期定時株主総会終結の時をもって任期満了により社外取締役を退任いたしました。

(3) 重要な兼職の異動

該当事項はありません。

8. 東克己は、2026年4月1日付で公益財団法人ロームミュージックファンデーション理事長を辞任いたしました。

9. 山本浩史は、2026年4月30日付で取締役（常勤監査等委員）を辞任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役（業務執行取締役等を除く）全員との間で、会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を当該賠償責任の限度とする責任限定契約を締結しております。

(3) 補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者である役員等がその職務の執行に関して責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を補填することとしております。当該保険契約の被保険者は、当社及び子会社の取締役、監査役及び執行役員等であり、その保険料は当社が全額負担しております。なお、犯罪行為や意図的に違法行為を行った被保険者の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。

(5) 取締役の報酬等

①取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

(a) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、「決定方針」という。）を取締役報酬協議会の答申を受け、2024年6月26日開催の取締役会において決議いたしました。

(b) 決定方針の内容の概要

i. 基本方針

当社の取締役の報酬等は、その経営責任を明確にし、企業の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けた健全なインセンティブとして十分に機能するよう、株主と価値を共有する報酬体系とし、個々の取締役の報酬決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

具体的には、業務執行取締役の報酬等は、金銭による固定報酬及び業績連動報酬並びに非金銭報酬としての株式報酬から構成する。

なお、独立社外取締役及び非業務執行取締役の報酬は、業務執行から独立した立場での監督機能を担う観点から、固定報酬のみを支払うこととする。

また、当社は、取締役の報酬等に関する独立性・客観性・透明性を高めるため、取締役会の諮問機関として、独立社外取締役が過半数を占める取締役報酬協議会を設置し、取締役の報酬体系及びこれに基づく各取締役の報酬等の協議を行う。

ii. 固定報酬の額等の決定（報酬等を与える時期等の決定を含む）に関する方針

当社の取締役の固定報酬は、月例の現金報酬とし、役位、職責に応じて、他社水準も参照に、総合的に勘案して決定する。

iii. 業績連動報酬の内容及び額等の決定（報酬等を与える時期等の決定を含む）に関する方針

業績連動報酬は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、業績指標を反映した現金報酬とし、直近の決算期における連結売上高及び連結営業利益額の目標値に対する達成度合いに応じて算出される額を毎年一定の時期に支払う。

iv. 非金銭報酬等の内容及び額等の決定（報酬等を与える時期等の決定を含む）に関する方針

非金銭報酬は、中長期のインセンティブとして位置づけ、株主との価値共有を進めることを目的に、譲渡制限付株式報酬とする。譲渡制限付株式報酬は、固定の事前交付型（以下「RS：Restricted Stock」という。）と、業績目標に連動する事後交付型（以下「PSRSU：Performance Share Restricted Stock Unit」という。）から構成し、業務執行取締役は、取締役会の決議により、譲渡制限付株式報酬に充てるものとされた金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとする。RSは、毎年一定の時期に付与し、PSRSUは、中期経営計画に連動した目標値に対する達成度合いに応じて算出し、中期経営計画の終了後の一定の時期に付与する。

v. 個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、取締役報酬協議会において業務執行取締役の種類別の報酬割合を検討する。

なお、業務執行取締役の報酬等の種類別の割合の目安（1年あたり）は、短期の業績指標及び中期経営計画に連動した目標値を100%達成した場合において、概ね以下のとおりとする(注)。

■代表取締役社長

金銭報酬	3	固定	5
		業績連動	3
非金銭報酬	2	固定（RS）	2
		業績連動（PSRSU）	3

■取締役専務執行役員・取締役常務執行役員

金銭報酬	7	固定	5
		業績連動	3
非金銭報酬	3	固定 (R S)	2
		業績連動 (P S R S U)	1

■その他の業務執行取締役

金銭報酬	4	固定	2
		業績連動	1
非金銭報酬	1	固定 (R S)	1
		業績連動 (P S R S U)	1

(注) 1. 非金銭報酬のうちP S R S Uは、中期経営計画の終了後に一括して支給されるものであるが、各年度に割り振って支給されたと仮定して、割合の目安を算定している。

2. 外国籍のグローバルタレントである取締役については、国際的な報酬水準等に照らして取締役会が必要と認めた場合、株主総会で承認された報酬総額の範囲内で、取締役会の決議により、非金銭報酬のうちR Sの割合を上記の最大8倍まで引き上げることができる。

vi. 個人別の報酬等の内容に関する決定の方法

取締役の報酬等については、取締役報酬協議会の答申に基づき、取締役の報酬体系、種類別の報酬割合及び算定方法等を規定した役員報酬規則を取締役会の決議により定めるものとする。

取締役会は、取締役報酬協議会の答申内容を尊重し、役員報酬規則に従い取締役の個人別の報酬等を決定する。

vii. 取締役の株式保有に関する方針

企業価値の持続的な向上に向けた貢献意欲をより一層高め、株主をはじめとするステークホルダーとの価値共有強化の観点から、業務執行取締役に対して、当社株式の保有について以下のとおり推奨する。

■代表取締役社長

本項の制定から2年が経過する日(2026年6月27日)若しくは当該役位就任から5年が経過する日のいずれか遅い時点までに、金銭報酬(固定)の3.0倍に相当する株式数を保有すること

■その他の業務執行取締役

本項の制定から2年が経過する日(2026年6月27日)若しくは当該役位就任から5年が経過する日のいずれか遅い時点までに、金銭報酬(固定)の1.0倍に相当する株式数を保有すること

(c) 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が、決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、取締役報酬協議会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会は基本的にその答申を尊重し、決定方針に沿うものであると判断しております。

②取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社取締役の金銭報酬は、2019年6月27日開催の第61期定時株主総会において、監査等委員でない取締役の報酬額は年額9億円以内(うち社外取締役分は1億円以内)、監査

等委員である取締役の報酬額は年額1億円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員でない取締役（社外取締役を除く）の員数は8名、監査等委員でない社外取締役の員数は1名、監査等委員である取締役の員数は4名です。

当該金銭報酬とは別枠で、2020年6月26日開催の第62期定時株主総会において、譲渡制限付株式報酬の額を年額1億円以内（監査等委員である取締役及び社外取締役は対象外）と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員でない取締役（社外取締役を除く）の員数は6名です。

また、2022年6月24日開催の第64期定時株主総会において、業績連動型譲渡制限付株式報酬の額を、業績評価期間ごとに200,000株に交付時株価を乗じた金額を上限（監査等委員である取締役及び社外取締役は対象外）と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員でない取締役（社外取締役を除く）の員数は5名です。

(注) 当社は2023年10月1日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を実施しているため、業績連動型譲渡制限付株式報酬の上限額を算出するための株式数は、当該株式分割による調整後の数を記載しております。

③取締役の報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	非金銭報酬	
取締役 (うち社外取締役)	347 (45)	192 (45)	86 (-)	68 (-)	9 (4)
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	84 (54)	84 (54)	- (-)	- (-)	6 (4)
合 計 (うち社外取締役)	431 (99)	276 (99)	86 (-)	68 (-)	15 (8)

(注) 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

④業績連動報酬等に関する事項

(a) 金銭による業績連動報酬

取締役が業績向上に対する意識を高めることにより、持続的な成長と企業価値の拡大をはかるため、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）に対して金銭による業績連動報酬として、直近の決算期における連結売上高及び連結営業利益額の目標値に対する達成度合いに応じて算出される額を毎年一定の時期に支払うこととしております。

業績指標として連結売上高及び連結営業利益を選定した理由は、業績の向上・企業価値の拡大に向けて最も明確で、経営の成果を端的に示す指標であり、適切なインセンティブとして機能すると判断したためです。

なお、業績連動報酬に係る指標の目標値については、連結売上高は4,000～5,000億円、連結営業利益額は800～1,000億円とし、当事業年度における実績については、連結売上高は4,811億4千8百万円、連結営業利益は108億6千4百万円となっております。

(b) 非金銭による業績連動報酬

中長期的な業績の向上による企業価値の持続的な向上をはかるインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的に、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）に対して、業績連動型譲渡制限付株式報酬を中期経営計画に連動した目標値に対する達成度合いに応じて算出し、中期経営計画の終了後の一定の時期に付与するものとしております。

当初の業績評価期間及び業績評価指標は以下のとおりとしております。この指標を選択した理由は、中期経営計画に掲げている指標との整合性があり、達成に向けた適切なインセンティブとして機能すると判断したためです。

業績評価期間	2023年3月期から2026年3月期まで（4年間）	
業績評価指標	財務	ROE
	非財務	温室効果ガス排出量
		ダイバーシティ&インクルージョン （グローバル女性管理職比率）
	ロームグループ従業員エンゲージメント	

⑤非金銭報酬等の内容

非金銭報酬等の内容については、上記①(b)iv. 非金銭報酬等の内容及び額等の決定（報酬等を与える時期等の決定を含む）に関する方針に記載のとおりであり、当該譲渡制限付株式報酬の交付状況は、2. 株式に関する事項に記載のとおりです。

(6) 社外役員の当事業年度における主な活動状況

氏名／地位	出席会議 出席状況	発言状況及び社外取締役が果たすことが 期待される役割に関して行った職務の概要
南 雲 忠 信 取締役	取締役会 15回／15回 出席 役員指名協議会 5回／5回 出席 取締役報酬協議会 7回／7回 出席	同氏には、経営者として培われた豊富な知識と経験に基づき、経営の監督機能を果たすという役割を期待しております。 同氏は、かかる期待される役割に応え、取締役会において積極的に発言をいただくなど、独立した立場から経営等に対して助言・提言を行うとともに、取締役会議長として取締役会の適切な運営を担っております。 また、役員指名協議会及び取締役報酬協議会の議長として両協議会の適切な運営を行うとともに、取締役の指名や報酬の決定プロセスにおいて、客観的かつ公平な立場から知見を発揮し、透明性の高いガバナンス体制の構築等に貢献しております。
井 上 福 子 取締役	取締役会 15回／15回 出席 役員指名協議会 3回／3回 出席 取締役報酬協議会 3回／3回 出席	同氏には、組織開発や人的資源管理に関する学識経験者としての豊富な知識と経験に基づき、経営の監督機能を果たすという役割を期待しております。 同氏は、かかる期待される役割に応え、取締役会において積極的に発言をいただくなど、独立した立場から経営等に対して人的資本経営に資する助言・提言を行っております。 また、役員指名協議会及び取締役報酬協議会の委員として、2025年12月の当該委員の退任に至るまで、取締役の指名や報酬の決定プロセスにおいて、客観的かつ公平な立場から知見を発揮し、透明性の高いガバナンス体制の構築等に貢献しております。
小 崎 亜依子 取締役	取締役会 15回／15回 出席 役員指名協議会 2回／2回 出席 取締役報酬協議会 4回／4回 出席	同氏には、社会課題解決に関する豊富な知識とサステナブルファイナンスの専門家として事業創出を支援してきた経験に基づき、経営の監督機能を果たすという役割を期待しております。 同氏は、かかる期待される役割に応え、取締役会において積極的に発言をいただくなど、独立した立場から経営等に対してサステナビリティ経営に資する助言・提言を行っております。 また、2025年12月の役員指名協議会及び取締役報酬協議会の委員就任後、取締役の指名や報酬の決定プロセスにおいて、客観的かつ公平な立場から知見を発揮し、透明性の高いガバナンス体制の構築等に貢献しております。

氏名／地位	出席会議 出席状況	発言状況及び社外取締役が果たすことが 期待される役割に関して行った職務の概要
<p>中 川 恵 太</p> <p>取締役 (常勤監査等委員)</p>	<p>取締役会 15回／15回 出席</p> <p>監査等委員会 16回／16回 出席</p> <p>役員指名協議会 1回／1回 出席</p> <p>取締役報酬協議会 1回／1回 出席</p>	<p>同氏には、金融機関等において培われた幅広い知識・見識、内部監査部の責任者やコンプライアンス担当役員として携わった豊富な経験に基づき、経営の監査・監督機能を果たすという役割を期待しております。</p> <p>同氏は、かかる期待される役割に応え、取締役会において積極的に発言をいただくなど、独立した立場から経営等に対して助言・提言を行っております。また、監査等委員会の委員長を務めるとともに、内部監査部門との連携等を通じて、取締役の職務執行の監査を行っております。</p> <p>さらに、役員指名協議会及び取締役報酬協議会の委員として、2025年6月の当該委員の退任に至るまで、取締役の指名や報酬の決定プロセスにおいて、客観的かつ公平な立場から知見を発揮し、透明性の高いガバナンス体制の構築等に貢献しております。</p>
<p>小 野 友 之</p> <p>取締役 (監査等委員)</p>	<p>取締役会 15回／15回 出席</p> <p>監査等委員会 16回／16回 出席</p>	<p>同氏には、主に公認会計士としての専門的見地から、取締役会の意思決定における透明性・公正性の確保及び経営の監査・監督機能の強化という役割を期待しております。</p> <p>同氏は、かかる期待される役割に応え、取締役会において積極的に発言をいただくとともに、財務・会計における知見に基づく取締役の職務執行の監査を通じて、独立した立場から経営等に対して助言・提言を行っております。</p>
<p>織 田 貴 昭</p> <p>取締役 (監査等委員)</p>	<p>取締役会 13回／13回 出席</p> <p>監査等委員会 13回／13回 出席</p>	<p>同氏には、主に弁護士としての専門的見地から、取締役会の意思決定における透明性・公正性の確保及び経営の監査・監督機能の強化という役割を期待しております。</p> <p>同氏は、かかる期待される役割に応え、2025年6月の就任後、取締役会において積極的に発言をいただくなど、独立した立場から経営等に対してガバナンス強化に資する助言・提言を行っております。</p>

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	127百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	167百万円

- (注) 1. 当社が有限責任監査法人トーマツと締結した監査契約において、会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を明確に区分しておらず、また、実質的にも区分できないため、これらの合計額を記載しております。
2. 当社監査等委員会は、会計監査人の従前年度の監査実績及び報酬額、監査計画の内容並びに報酬見積額の算出根拠等を確認し検討した結果、合理的なものであると判断し、会計監査人の報酬等について同意いたしました。
3. 当社の重要な子会社のうち、在外子会社10社は、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社におきましては、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項のいずれかに該当し、解任を相当と認めるときは、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が職務を適切に遂行できないと判断したときは、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定します。

5. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社グループでは、内部統制システムの強化を重要な経営課題の一つとして捉え、グループ全体の業務プロセスを適正に維持することにより、企業としての持続的な成長と社会的責任を果たしてまいりたいと考えております。具体的な内部統制システム構築の基本的な方針は、当社取締役会において以下のとおり決議しております。

①取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (a) 当社グループが更なるグローバル化を図っていくにあたり、法令はもとより、人権・労働・環境・腐敗防止等多岐にわたる問題に対し、国連グローバル・コンパクト10原則を支持し、当社の製品・技術・サービスによりこれら社会課題の解決（SDGs）に貢献する。また、社会的責任に関する国際規格「ISO26000」に準拠するとともに、「責任ある企業同盟（RBA）による行動規範」を遵守し、「ロームグループサステナビリティ方針」として掲げ、サステナビリティ経営を推進する。
- (b) 取締役は、「ロームグループ行動指針」や取締役会規則等の社内規程に基づき職務を執行し、法令・定款への適合性を確保する。
- (c) 「ローム・コーポレートガバナンス・ポリシー」に基づき、適切なガバナンス体制を構築し、取締役会が取締役に対する監督機能を発揮することにより、経営の公正性、透明性を確保する。

- (d) 取締役が他の取締役の違法な行為を発見した場合には、直ちに取締役会及び監査等委員会に報告する。
- (e) 複数の独立した社外取締役が、定期的に会合を開催し、相互に情報や意見の交換を行うとともに、取締役の職務の執行の法令・定款への適合性を常に確認する。
- (f) 海外を含むグループ全社に内部通報制度（外部の弁護士事務所に経営陣から独立した通報窓口を設置する場合を含む）及びサプライヤー様向け通報制度（コンプライアンス・ホットライン）を展開すること等により、取締役の違法な行為の発見と再発防止対策を行う。
- (g) 独立した内部監査部門を設置し、内部統制システムの有効性を評価・モニタリングするとともに、平時や有事の区別なく、同部門が当事者を除く取締役会及び監査等委員会に直接報告できるレポートラインを確保する。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (a) 株主総会議事録、取締役会議事録、りん議書、年度事業計画等取締役の職務の執行に係る決定事項等は文書（電子データを含む。以下同じ。）により保存し、その保存・管理体制は法令並びに社内規程を遵守する。
- (b) グループ会社や関連部門への指示等は、原則として文書により行い、取締役がいつでも閲覧できる保管状況にする。
- (c) 取締役の職務の執行に係る情報は、関係部署等において適正に保存・管理するとともに、社内通知・情報セキュリティ教育等による全従業員への周知・教育により、情報の漏えいや不正利用を防止する。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (a) E H S S 統括委員会は、環境（Environment）、健康・衛生（Health）、安全（Safety）、サステナビリティ（Sustainability）に関連するマネジメントシステムの運用を統括し、取締役会に対して適宜、報告・相談を行うとともに、取締役会から監督・指示を受ける。E H S S 統括委員会の傘下に、リスク管理・事業継続、サプライチェーン、労働、倫理、安全衛生、環境、情報、品質の各マネジメントシステムを推進する体制を構築し、それぞれ担当する分野に関して発生する経営上の諸問題やリスクに対し、その対策・指導・解決に努め、適切に対応する。
- (b) 業務遂行上発生する可能性のある重要なリスクを抽出・分析・統括管理するリスク管理・BCM委員会を組織する。「リスク管理・事業継続方針」を制定し、突然の自然災害等不測の事態の発生に対してもその影響を回避または極小化し、結果として事業の存続を可能とするため、リスク管理・BCM委員会において、各リスク主管担当部署の活動状況を検証するとともに、事業継続計画（BCP）を策定し、あらゆる事前対策や準備に努めるよう、グループ全社に徹底をはかる。
- (c) 反社会的勢力排除に向けた社内体制として、総務部が危機管理機能を有し、警察等外部の専門機関との連携・情報交換を行い、排除のための具体的活動の展開・徹底をはかる。また、反社会的勢力排除のための対応について社内規程を定め、その遵守を求めるとともに、取締役及び、グループ全従業員に配布している「ロームグループ行動指針」等で毅然たる態度で対応するよう明記し、各種社内研修等の機会を活用して啓発に努める。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (a) 執行権限を持つ取締役の人数を絞り込むとともに、執行役員制度を導入し、職務分掌に基づいた具体的業務の執行を行わせ、執行に係る迅速な意思決定を実現する。
- (b) 取締役社長の意思決定を補佐することを目的として、執行役員によって構成する経営執行会議を設置する。

- (c) 経営に重要な影響を及ぼす事項は、個別に社内プロジェクトチームを設置し、問題の把握・分析・報告に当たらせるとともに、定款、社内規程に則し、適宜、取締役会やりん議書にて機動的に意思決定する。
- (d) リスク管理や情報管理等さまざまな事項についての社内の管理方法を文書化した社内標準の遵守を徹底する。
- (e) 当社グループの競争力強化、適正利益の確保のため、中期経営計画を策定するとともに、目標達成に影響を与えるサステナビリティ重点課題（マテリアリティ）を特定し、その進捗及び達成状況の管理を行う。

⑤使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (a) 労働・倫理マネジメントシステムを運用し、「ロームグループ行動指針」を展開する等によりグループ全体での法令遵守活動を行う。グループ会社にも当社に準じたコンプライアンス体制を組織し、部門責任者をリーダーに選任して、各部門におけるコンプライアンス意識と法令遵守の徹底をはかる。
- (b) 固有の法令を適切に遵守するため、E H S S 統括委員会の傘下にある各マネジメントシステム体制において、グループ全体の法令遵守状況の確認及び啓発活動等を行う。
- (c) 会社情報の適時開示に係る社内体制のもと、各部署は社内規程に則しインサイダー情報の適正な管理に努め、従業員に対する教育・啓発を行い、インサイダー取引の防止をはかる。
- (d) 海外を含むグループ全社に内部通報制度（外部の弁護士事務所に経営陣から独立した通報窓口を設置する場合を含む）及びサプライヤー様向け通報制度（コンプライアンス・ホットライン）を展開すること等により、従業員の職務の執行における違法な行為の発見と再発防止対策を行う。

⑥企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (a) 当社グループ全体の企業価値を向上させるため、創業の精神である企業目的・方針を共有し、グループが一丸となって事業活動を行う。
- (b) 当社のE H S S 統括委員会の傘下にある各マネジメントシステム体制が、それぞれの担当分野における業務の適正を確保するため、グループ会社を横断的に指導・管理する。
- (c) 当社グループ全社に共通する標準書を制定し、運用する。
- (d) 当社に「グループ会社役員指名協議会」を設置し、グループ会社の役員人事に親会社として適切に関与するとともに、グループ会社の取締役または監査役等を適切に配置し、業務執行の適正性の監視を行う。
- (e) グループ会社での重要案件について、当社の取締役会承認やりん議書決裁を必要とする制度の運用のほか、当社各部門が定期的に報告を受けることにより、グループ会社を管理する。
- (f) 財務報告の適正性確保のための体制と、その監査制度への対応を通じて、当社に加え主要なグループ会社を包含した内部統制制度の強化を進める。
- (g) 社長直轄の組織である当社内部監査部門は、グループ会社の業務執行状況、法令・社内規程の遵守状況及びリスク管理状況等を確認するため、内部監査を実施するとともに、定期的に取り締り役会及び監査等委員会に報告する。
- (h) 海外を含むグループ全社に内部通報制度（外部の弁護士事務所等に経営陣から独立した通報窓口を設置する場合を含む）及びサプライヤー様向け通報制度（コンプライアンス・ホットライン）を展開すること等により、グループ会社の取締役及び監査役等の違法な行為の発見と再発防止対策を行う。

- ⑦監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、当該取締役及び使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項及び当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- (a) 監査等委員会の職務を補助するため、必要な実務能力を具備した使用人を配置することができる。
 - (b) 当該使用人は、会社の業務執行に係る職務との兼務はしない。また、その人事・異動・考課については、監査等委員会の意見を尊重する。
- ⑧監査等委員会への報告に関する体制及び当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- (a) 取締役は、他の取締役の職務の執行における違法の行為、善管注意義務に違反する行為、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実等を発見した場合、直ちに監査等委員会に報告を行う。
 - (b) E H S S 統括委員会及びその傘下にある各マネジメントシステム体制を運用する各会議体へ必要に応じて常勤監査等委員がオブザーバーとして出席するとともに、各委員会等は議事録等で活動内容を定期的に監査等委員会へ報告する。
 - (c) りん議書、報告書等により業務執行の経過及び結果が適宜監査等委員会に報告される体制とする。
 - (d) 当社及びグループ会社の取締役及び従業員は、監査等委員会から業務執行に関する事項について報告を求められた場合、速やかに必要な報告を行う。
 - (e) コンプライアンス・ホットラインの担当部署は、内部通報の状況について、定期的に監査等委員会に報告する。
 - (f) グループ会社の取締役または監査役等が、当社及びグループ会社の業務執行に関し、法令、定款及びその他の社内規程に違反または当社グループに著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した場合には、これらの者またはこれらの者から報告を受けた者は、監査等委員会に対して報告する。
 - (g) 当社の取締役及び法務部門がコンプライアンス・ホットラインへの通報対象となる場合には、通報受付の独立性を確保する観点から、常勤監査等委員が直接報告を受けるルートを確保する。
 - (h) 監査等委員会へ報告を行った者に対しては、法令・社内規程に従い、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行わない。
- ⑨その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (a) 内部統制システムの運用状況について、取締役は監査等委員会の求めに応じその都度報告を行う。
 - (b) 内部監査部門は、監査等委員会との連携を強化するとともに、監査結果を定期的に報告する。
 - (c) 監査等委員会は、法律・会計・金融の専門家等の社外取締役を交えた多様な構成とし、独立性・実効性の高い充実した体制とする。
 - (d) 監査等委員会は、監査等委員でない取締役と随時意見の交換を行う。
 - (e) 監査等委員会がその職務の執行において必要と認める費用は会社が負担する。
 - (f) 当社グループの子会社監査役は、監査等委員会と連携を強化するとともに、監査結果を定期的に取締役会及び監査等委員会へ報告する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社グループでは、前記基本的な方針に基づき、内部統制システムの構築とその適切な運用に努めております。当事業年度における内部統制システムの運用状況の概要は以下のとおりです。

①コンプライアンス体制について

- ・当社グループでは、「企業目的」「経営基本方針」等の目的・方針を実践していく上で遵守すべき行動規範として「ロームグループ行動指針」を全ての取締役・監査役等、従業員等に周知するとともに、当該指針に則った行動をとるよう徹底しております。
- ・労働・倫理マネジメントシステムを運用し、コンプライアンス体制強化に向けた計画を策定するとともに、計画に沿った階層別、役割別の教育の実施、「ロームグループ行動指針」遵守に関するトップメッセージの発信、全従業員向けの教育や通知による注意喚起等を行っております。
- ・内部通報制度を運用し、コンプライアンス違反の未然防止、早期発見及び適切な対処を実施しており、その運用状況については定期的に取り締り役会及び監査等委員会に報告しております。
- ・業務執行部門から独立した内部監査部門を設置し、内部統制システムの有効性について、同部門において評価・モニタリングを実施することで、業務の透明性と実効性を向上させる取り組みを行っております。

②リスク管理体制について

- ・リスク管理・BCM委員会を適宜開催し、業務遂行上発生する可能性のある重要なリスクを抽出・分析・統括管理しております。また、突然の自然災害等不測の事態の発生に対しても、その影響を回避または極小化し、結果として事業の存続を可能とするため、リスク管理・BCM委員会が各リスク主管担当部署の活動状況を検証するとともに、事業継続計画（BCP）を策定し、あらゆる事前対策や準備に努めるよう、グループ全社に徹底しております。
- ・安全衛生マネジメントシステムのもと、当社グループ全体に適用される安全衛生方針を基準として、グループ全従業員の健康維持・増進や心理的安全性の確保をはかるとともに、従業員の活力向上・生産性向上等、組織の活性化を目指してグループ全体で取り組みを推進しております。
- ・手口の高度化・巧妙化が進むサイバー攻撃の頻度が増加している状況において、社内通知による注意喚起や全従業員への情報セキュリティ教育等を含めた情報漏えい防止のための取組み、インシデント発生を即座に検知するソフトウェアの活用、生成系AIの利用における注意点の周知等、継続的なセキュリティ対策の強化に取り組んでおります。
- ・「ロームグループ機密情報管理方針」を定めるとともに、全社的に統括管理する部門を設置し、機密情報マネジメント体制を構築・運用することで、適切な機密情報管理の徹底に努めております。
- ・近年、国際情勢が複雑化し事業環境の不確実性が高まる状況において、増大する地政学リスクが当社グループの事業継続及び中長期的な企業価値に与える影響に対して適切に対処するため、経済安全保障室を設置し、関連情報の早期把握、経営の意思決定支援、全社横断的な組織連携及び対策を講じることができる体制を構築しております。
- ・各国及び各地域の政府・自治体等からの研究費や公的資金（補助金・助成金）の受給及び税制優遇の適用にあたっては、社内に専門部会（公正研究・開発専門部会、公的資金管理専門部会）を設置し、法令・指針等に沿った社内規程を制定のうえ、効果的かつ適切な管理体制のもと、社内教育・啓発活動を行っております。さらに、通報窓口の設置により、インシデントや不正行為発生等への対応ルートの整備や改修を含め、グループとして適切な運用管理を目指し取り組んでおります。

③子会社管理体制について

- ・グループ会社の重要案件について、当社の経営執行会議での審議、取締役会承認やりん議書決裁を必要とする制度の運用のほか、当社各部門が業務遂行状況等について定期的に報告を受けることにより、グループ会社を管理しております。
- ・社長直轄の組織である当社内部監査部門が、年度計画に基づき、グループ会社の業務執行状況、法令・社内規程の遵守状況及びリスク管理状況等の内部監査を実施し、業務の適正性を確認しております。また、監査結果については定期的に取締役会及び監査等委員会に報告を行っております。

④取締役の職務執行について

- ・年間計画に基づき定時取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、法令または定款に定められた事項及び経営上重要な事項の決議を適時に行うとともに、相互に取締役の職務執行の監督を行っております。
- ・取締役会及び社内規程において各取締役に委任する事項を明確にするとともに、執行役員制度を導入し、効率的かつ機動的な職務執行を行っております。
- ・経営執行会議において、重要な経営方針や計画、業務執行等を審議し、取締役社長の意思決定を補佐しています。
- ・取締役の職務の執行に係る情報は、社内規程に則り適正に保存・管理されており、情報漏えいや不正利用を防止しております。

⑤監査等委員会が選定する監査等委員の職務執行について

- ・当該監査等委員は、取締役会のほか、E H S S 統括委員会等の重要な会議に出席し、適宜意見を述べております。
- ・当該監査等委員は、当社各部門との面談及びグループ会社への往査などを実施し、業務執行の適法性、適正性を確認しております。
- ・当該監査等委員は定期的に取締役、会計監査人、内部監査部門、経理部門と情報及び意見交換を実施し、監査の実効性の向上を図っております。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針についての当社の考え方

当社は、「つねに品質を第一とし、いかなる困難があろうとも、良い商品を国の内外へ継続かつ大量に供給し、文化の進歩向上に貢献すること」を企業目的としております。そして、この企業目的を遂行することが、当社の永続的かつ総合的な企業価値の創造と向上をもたらすと同時に、株主の皆様を始めとする全てのステークホルダーへの利益貢献につながるものと考えております。また、株主の皆様から負託を受けた当社取締役会は、上記企業目的を遂行し、持続的成長に向けて不断の経営努力を尽くすことで、更なる企業価値の向上をはかる責務を負っているものと理解しております。

いわゆる買収防衛に関しては、企業価値向上による株価の上昇や、積極的なIR活動による株主説明責任の貫徹及び株主の皆様との常日頃からの対話による信頼関係の確立こそが、その最善の方策であると考えております。そして、当社に対して買収の提案が行われた場合には、これを受け入れるか否かの最終判断は、その時点における株主の皆様と委ねられるべきであり、その際に当社取締役会が自己の保身をはかるなど恣意的判断が入ってはならないと考えております。また、買収提案の局面においては、株主の皆様が十分な情報に基づき相当な検討期間をかけて適正な判断を下すことができること（インフォームド・ジャッジメント）が、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保と向上のために不可欠であると考えております。

連結貸借対照表 (2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部		負債の部	
流動資産	750,137	流動負債	198,022
現金及び預金	419,114	支払手形及び買掛金	23,730
受取手形及び売掛金	82,600	電子記録債務	2,853
電子記録債権	2,298	未払金	39,390
有価証券	15,079	未払法人税等	3,884
商品及び製品	40,897	短期借入金	100,000
仕掛品	92,331	その他	28,163
原材料及び貯蔵品	69,079	固定負債	326,919
未収還付法人税等	1,822	社債	200,000
その他	27,136	長期借入金	100,000
貸倒引当金	△223	繰延税金負債	13,408
固定資産	533,421	退職給付に係る負債	10,083
有形固定資産	325,819	その他	3,428
建物及び構築物	119,357	負債合計	524,942
機械装置及び運搬具	89,373		
工具、器具及び備品	9,026	純資産の部	
土地	70,860	株主資本	638,301
建設仮勘定	32,378	資本金	86,969
その他	4,823	資本剰余金	102,403
無形固定資産	4,790	利益剰余金	489,636
その他	4,790	自己株式	△40,708
投資その他の資産	202,811	その他の包括利益累計額	119,663
投資有価証券	158,012	その他有価証券評価差額金	25,442
退職給付に係る資産	6,866	為替換算調整勘定	91,612
繰延税金資産	27,622	退職給付に係る調整累計額	2,608
その他	10,637	非支配株主持分	651
貸倒引当金	△327	純資産合計	758,616
資産合計	1,283,559	負債・純資産合計	1,283,559

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		481,148
売上原価		365,921
売上総利益		115,226
販売費及び一般管理費		104,361
営業利益		10,864
営業外収益		
受取利息	5,626	
受取配当金	2,833	
補助金収入	1,605	
その他	1,753	11,819
営業外費用		
支払利息	1,524	
為替差損	1,042	
支払手数料	750	
その他	144	3,461
経常利益		19,222
特別利益		
固定資産売却益	2,425	
投資有価証券売却益	1,966	
補助金収入	10,599	
違約金収入	10,358	25,350
特別損失		
固定資産廃売却損	558	
固定資産圧縮損	10,202	
減損損失	193,600	
災害による損失	380	
投資有価証券売却損	211	
投資有価証券評価損	112	
違約金	10,409	215,475
税金等調整前当期純損失 (△)		△170,902
法人税、住民税及び事業税	6,593	
法人税等調整額	△19,099	△12,506
当期純損失 (△)		△158,395
非支配株主に帰属する当期純利益		29
親会社株主に帰属する当期純損失 (△)		△158,424

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表 (2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額
資産の部	
流動資産	439,625
現金及び預金	251,685
売掛金	58,089
電子記録債権	2,288
有価証券	15,079
商品及び製品	22,172
仕掛品	13,643
原材料及び貯蔵品	14,291
前払費用	1,894
短期貸付金	12,659
未収入金	41,970
未収還付法人税等	1,058
その他	4,910
貸倒引当金	△118
固定資産	471,887
有形固定資産	79,637
建物	26,727
構築物	459
機械及び装置	2,512
車両運搬具	2
工具、器具及び備品	1,496
土地	43,442
建設仮勘定	4,997
無形固定資産	4,047
特許権	288
ソフトウェア	3,348
その他	411
投資その他の資産	388,202
投資有価証券	153,415
関係会社株式	68,332
長期貸付金	232,894
長期前払費用	6,694
前払年金費用	2,608
繰延税金資産	10,897
その他	1,790
貸倒引当金	△88,431
資産合計	911,513

科 目	金 額
負債の部	
流動負債	339,865
買掛金	102,966
電子記録債務	2,065
未払金	13,833
未払費用	8,349
預り金	649
短期借入金	210,795
その他	1,205
固定負債	303,075
長期借入金	100,000
社債	200,000
長期未払金	668
退職給付引当金	2,278
株式給付引当金	112
資産除去債務	15
負債合計	642,941
純資産の部	
株主資本	244,910
資本金	86,969
資本剰余金	97,253
資本準備金	97,253
利益剰余金	101,395
利益準備金	2,464
その他利益剰余金	98,930
研究開発積立金	1,500
別途積立金	243,500
繰越利益剰余金	△146,069
自己株式	△40,708
評価・換算差額等	23,662
その他有価証券評価差額金	23,662
純資産合計	268,572
負債・純資産合計	911,513

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		416,625
売上原価		368,436
売上総利益		48,188
販売費及び一般管理費		69,537
営業損失 (△)		△21,348
営業外収益		
受取利息及び配当金	7,471	
為替差益	4,054	
技術指導料	4,367	
受取手数料	70	
その他	553	16,517
営業外費用		
支払利息	3,891	
支払手数料	750	
違約金	939	
その他	137	5,719
経常損失 (△)		△10,550
特別利益		
固定資産売却益	2,061	
投資有価証券売却益	1,966	
補助金収入	192	4,220
特別損失		
固定資産廃売却損	215	
減損損失	16,058	
投資有価証券売却損	211	
投資有価証券評価損	112	
関係会社株式評価損	53,832	
関係会社貸倒引当金繰入額	88,291	158,722
税引前当期純損失 (△)		△165,052
法人税、住民税及び事業税	△1,902	
法人税等調整額	△2,884	△4,786
当期純損失 (△)		△160,265

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2026年5月8日

ローム株式会社
取締役会 御中有限責任監査法人トーマツ
京都事務所指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高居 健一
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 前田 晃広

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ローム株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ローム株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更に関する注記に記載されているとおり、ローム株式会社及び連結子会社の有形固定資産（使用権資産を除く）の減価償却方法について、従来、主に定率法を採用していたが、当連結会計年度より定額法に変更している。当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2026年5月8日

ローム株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
京都事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高居 健一
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 前田 晃広

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ローム株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第68期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更に関する注記に記載されているとおり、ローム株式会社の有形固定資産の減価償却方法について、従来、主に定率法を採用していたが、当事業年度より定額法に変更している。当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査報告書

当監査等委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第68期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

①監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制関連部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において、往査等を通じて、業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、グループ会社については、グループ会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じてグループ会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている株式会社の支配に関する基本方針については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている株式会社の支配に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。

- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月12日

ローム株式会社 監査等委員会
監査等委員（常勤） 中 川 恵 太 ㊟
監査等委員 小 野 友 之 ㊟
監査等委員 織 田 貴 昭 ㊟

- (注) 監査等委員 中川恵太氏、小野友之氏及び織田貴昭氏は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

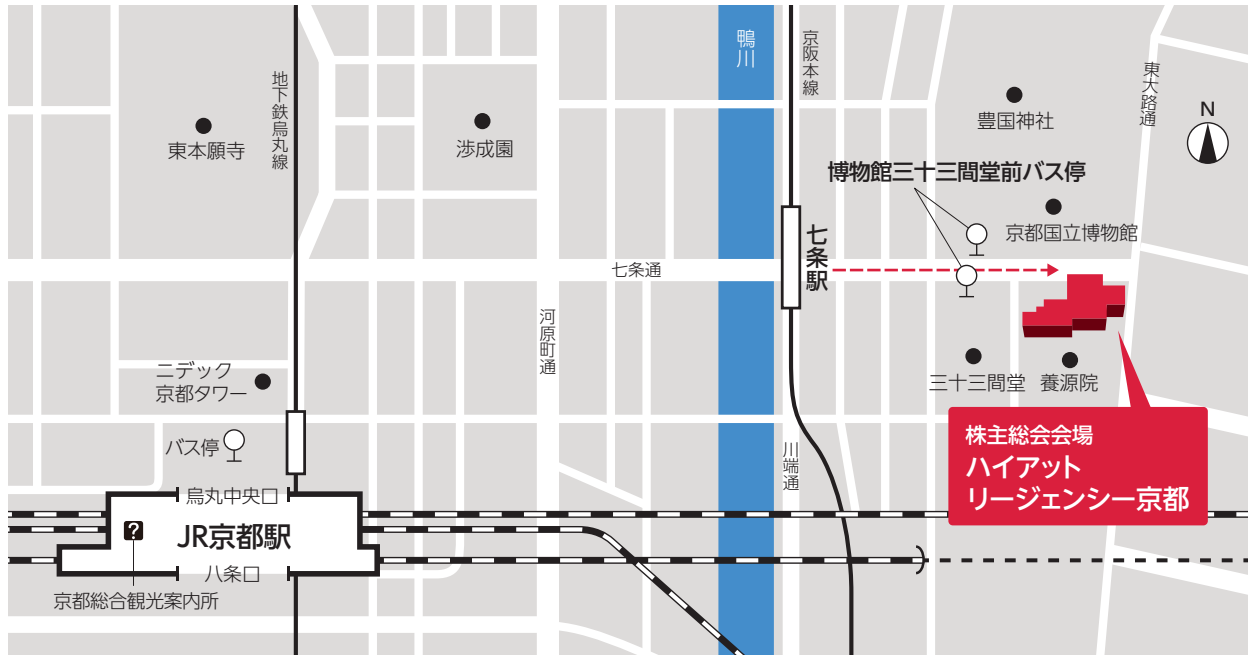
以 上

株主総会会場 ご案内略図

日時 2026年6月24日（水曜日）午前10時

会場 京都市東山区三十三間堂廻り644番地2
ハイアット リージェンシー 京都1階 ザ・ボールルーム

ご出席の際に会場内でのサポートが必要な方は、
2026年6月9日（火曜日）までに記載のQRコードよりご連絡ください。



公共交通機関のご案内

 電車	京阪電車 「七条駅」下車、 東へ 徒歩約8分	 バス	JR京都駅より 市バス208系統 博物館 三十三間堂 泉涌寺・ 東福寺行き 市バス206系統 三十三間堂 清水寺 祇園・ 北大路バスターミナル行き 「博物館三十三間堂前」下車、東へ 徒歩約1分
---	-------------------------------------	---	--

株主総会動画の 後日配信について



当日ご出席されなかった株主様のために、株主総会当日の様子の一部は、開催日の一週間後を目処に、インターネット上の当社ウェブサイトにおいて動画配信することを予定しております。
ご視聴を希望される株主様は、株主総会後に以下URLへアクセスください。
<https://www.rohm.co.jp/ir>

株主総会ご出席株主様へのお土産の配布は取りやめとさせていただきます。

